年　　月　　日

　　（宛先）五島市長

移住支援金交付申請書・請求書

五島市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援補助金の交付を申請します。

１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 性別 | 生年月日 |
| 氏名 | （※)(※)本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください | 　 | 　　　　年　　月　　日 |
| 住所 |  | 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

２　移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 単身・世帯の別 |  | 単身 |
|  | 世帯 | 同時に移住した家族の人数（１の申請者は含まない） | 人 |
| 上記の家族の人数のうち１８歳未満の者の人数 | 人 |
| 移住支援金の種類 | 就業 |  | 創業 |  | テレワーク |  | 関係人口 |  |

３　各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別紙の「移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項」について | 　 | Ａ　誓約する | 　 | Ｂ　誓約しない |
| 別紙の「長崎県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」について | 　 | Ａ　同意する | 　 | Ｂ　同意しない |
| 申請日から５年以上継続して、五島市に居住する意思について | 　 | Ａ　ある | 　 | Ｂ　ない |
| （就業・起業の場合のみ記載）申請日から５年以上継続して、就業・起業する意思の有無について |  | Ａ　ある | 　 | Ｂ　ない |
| （就業の場合のみ記載）就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 | 　 | Ａ　３親等以内の親族でない | 　 | Ｂ　３親等以内の親族である |
| （テレワークの場合のみ記載）五島市への移住の意思について |  | Ａ　自己の意思である |  | Ｂ　所属からの命令である |

注意　各種確認事項のＢに○を付けた場合は、移住支援金の交付の対象となりません。

４　転入元の住所

　〒　　　－

５　特別区への就業履歴（市に転入する直前の10年間において、東京圏のうちの特別区及び条件不利地域以外の地域に住所を有し、特別区内に通勤していた期間がある場合のみ記載）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 就業先 | 勤務地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

６　（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 住所 | 〒 |
| 勤務先へ行く頻度 | 週・月・年　　回程度／行くことはない／その他（　　　　　） |

（別紙）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　五島市移住支援事業に関する報告及び立入調査について、長崎県又は五島市から求められた場合には、それに応じます。

２　次の場合には、移住支援補助金の全額又は半額を返還します。

1. 移住支援金の交付の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（就業の場合のみ）

(2)　移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(3)　移住支援金の申請日から３年未満に五島市から転出した場合：全額

(4)　移住支援金の申請日から３年以上５年以内に五島市から転出した場合：半額

（創業の場合のみ）

(5)　創業支援金の交付決定の取消しを受けた場合：全額

３　２の(3)（(2)に該当する場合を除く。）及び(4)について、転出先が県内の他の移住支援事業を実施する市町である場合は、返還すべき額の４分の１について返還します。

移住支援事業に係る個人情報の取扱い

　長崎県及び五島市は、長崎県移住支援事業及び五島市移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、長崎県及び五島市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県又は他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。